

令和2年 第1回 臨時教育委員会 会議録

招集日時	令和2年8月3日 午後6時30分				
開会日時	令和2年8月3日 午後6時30分				
閉会日時	令和2年8月3日 午後6時42分				
開催場所	ふじみ野市役所第2庁舎3階 B302会議室				
教育長	朝 倉 孝				
委員出席席状況	席番	氏 名	出席別	説明のため出席した者	
	1	富田信太郎	出	教育部長 皆川恒晴	
	2	塩野 好一	出	学校教育課長 清水篤史	
	3	丸山 昇	出	学校教育課主幹 三宅雅生	
	4	茂井万里絵	出		
書 記	教育総務課副課長 篠澤 亮		傍聴人数	2人	
会 議 概 要					
議 事 等					
第50号議案 「令和3年度からのふじみ野市立中学校教科用図書採択について」(可決)					
第51号議案 「中学校教科書採択に係る請願について」(不採択)					
教育長	<p>○開会の宣告</p> <p>ただ今から、令和2年第1回臨時教育委員会会議を開催いたします。</p>				
教育長	<p>○本日の議事</p> <p>早速ですが、議事に入ります。本会議にあらかじめ提案させていただいた議事の件数は、議案2件です。</p> <p>議案の審議に入る前に、委員の皆様には本日の審議方法等についてお諮りしたいがございます。</p> <p>第51号議案「中学校教科書採択に係る請願について」は、第50号議案「令和3年度からのふじみ野市立中学校教科用図書採択について」に関する請願のため、先に審議したいと思っておりますがよろしいですか。</p>				
各委員	(異議なし)				

教育長	<p>それでは、そのように議事を進めさせていただきます。</p>
教育部長	<p>○提案理由の説明</p> <p>それでは、教育部長から議案2件の提案理由をお願いします。</p> <p>(提案理由を説明)</p>
教育長	<p>○第51号議案</p> <p>はじめに、第51号議案「中学校教科書採択に係る請願について」を議題といたします。本議案の説明を学校教育課長よりお願いします。</p>
学校教育課長	<p>日本国憲法第16条及び請願法第5条の規定に基づき、令和3年度使用中学校教科書の採択について、令和2年7月8日付けで、子ども的人権埼玉ネット事務局より、請願書を教育委員会会議に付議するよう依頼がありました。</p> <p>お手元の資料を御覧ください。請願項目につきましては3項目です。</p> <p>1 貴管下の学校で実際に子どもの教育にたずさわっている教員の意見・希望を尊重してください。教員のみならず、保護者、さらには子ども自身の意見をも尊重する採択をしてください。また、そのための制度的保障を検討してください。市民からの請願、要請に関して教科書採択に係る教育委員会会議で意見陳述ができるよう、配慮してください。展示会場等でのアンケート・意見は各教育委員に参考資料として提供してください。</p> <p>2 日本国憲法を軽視し、歴史の真実を歪め、過去の戦争を美化・肯定するような育鵬社の歴史教科書を生徒に押しつけないでください。推薦したい歴史教科書は学び舎です。公民教科書では、育鵬社、自由社を採択しないでください。道徳教科書では、日本教科書、教育出版は「人権・平和・共生」からは偏っており採択しないでください。</p> <p>3 教科書採択にあたっては、採択時を含めて会議を公開してください。また、会議録を公開するとともに、採択の結果とその理由などにつき、教育委員会として必要な説明責任を果たしてください。</p> <p>以上です。</p>
教育長	<p>それでは、この案件について、各委員の皆様から、御質問がございましたらお願いします。</p>

富田教育長職務代理者	<p>こちらの請願ですが、ただ今、学校教育課長から請願の項目の読み上げがありました。項目の1ですが、教員の意見の尊重ということに関しては、ふじみ野市教育委員会における勉強会でそのような御意見を伺っております。また市民からのアンケート・意見についてですが、こちらも参考資料として頂戴しております。保護者・子供の意見ということでございますが、特に子供の意見に関しましては、これから教科書で学ぼうとしている子供から意見をもらうということは不可能であると考えます。</p> <p>項目の2ですが、特定の教科書会社名を挙げて、採択しないでください、もしくは採択してくださいということがありますが、いずれも検定に通った教科書でありますので、それらは公平に判断をするべきと考えますので、この内容はふさわしくないと考えます。</p> <p>項目の3ですが、会議の公開、会議録の公開については、第10採択地区においては以前から公開をしておりますので、以上3項目すべての内容につきましては、私といたしましては、採択すべき内容ではないと考えます。</p>
教育長 丸山委員	<p>他にございますか。</p> <p>私たちは、令和2年4月6日付けの埼玉県教育委員会からの教科書採択に係るガイドラインとリーフレットの周知徹底という形で、これを基軸として動いておりますので、そこが中心となります。意見は意見として大変貴重だと思っておりますので、もちろん十二分に参考とさせていただきたいと思っておりますが、あくまでも公平公正、しかもすべての会議は公開しておりますので、貴重な意見としては伺っていきますが、ただし、私たちはあくまでもガイドラインに従ってきちっとやっていくということによろしいのではと思っております。</p>
教育長 各委員 教育長	<p>他にございますか。</p> <p>(なし)</p> <p>他に質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>この請願について、賛成される方がいらっしゃいましたら挙手をお願いします。</p>
各委員 教育長	<p>(挙手なし)</p> <p>賛成の方がおりませんので、本請願については不採択といたします。</p>

<p>教育長</p>	<p>○第50号議案</p> <p>次に、第50号議案「令和3年度からのふじみ野市立中学校教科用図書採択について」を議題といたします。本議案の説明を学校教育課長よりお願いします。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同施行令第15条により教科書の採択の見直しは4年ごとに行っております。今年度は中学校の教科書採択の年となっております。</p> <p>去る7月29日に義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第12条及び第13条に基づいた第3回第10採択地区教科用図書採択協議会において、各教科の教科書を選定するための会議が開催されました。</p> <p>ここでは、各市町代表の専門委員による調査研究の結果並びに地区内各学校からの調査研究結果、そして保護者からの意見をもとに、総合的に判断し、採択協議会委員によって令和3年度中学校使用の教科用図書が選定されました。</p> <p>本日は、この採択協議会によって選定された結果をもとに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条に基づき、本市で使用する教科用図書の採択について審議を諮るものです。以上です。</p>
<p>教育長</p>	<p>この案件について、各委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p>
<p>丸山委員</p>	<p>確認ですけれども、私たちが採択していくにあたって、ただ今、学校教育課長から説明があったとおり、実際に生徒に教えている先生方の御意見、さらに実際に生徒たちの保護者、それぞれの市町の住民の意見も十二分に勘案して私たちは審議をしてきたということで、そののところをもう一度お願いします。</p>
<p>教育長</p>	<p>今、丸山委員からお尋ねがありますように、様々な意見を多角的に聴取しながら進めてまいりました。</p> <p>他にありますか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>他に御質問がないようですので、お諮りします。第50号議案は原案の</p>

<p>各委員 教育長</p> <p>教育長</p>	<p>とおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>賛成総員と認め、第50号議案は、原案のとおり決定いたします。</p> <p>○閉会の宣告</p> <p>以上で、令和2年第1回臨時教育委員会会議を閉会いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>
<p>(18時42分)</p>	